

「東基連たま研修センター」が 立川市に4月1日オープン

八王子、立川、青梅、三鷹支部の事務所が多摩合同事務所に移転しました

東基連たま研修センター

所在地 〒190-0012 東京都立川市曙町一丁目 21-1 いちご立川ビル 2階

施設概要 面積 100 m²、最大収容人員 81 名(スクール方式)、超単焦点プロジェクター(4000 lm)、100 インチプロジェクタースクリーン、Wi-Fi 2基(最大伝送速度 1,201 Mbps、接続端末数最大 50 台/基)、音響装置、空気清浄機ほか完備

経緯 多摩地区に常設の研修会場を設けることにつきましては、東基連と地区協会の統合が検討されていましたが平成 27 年当時にその構想が示されましたが、会員の皆様の理解を得ること、適当な物件の候補を探し



JR 立川駅北口ペDESTリアンデッキ
N19 階段から昭和記念公園通りに出
て徒歩 7 分



第 15 回 桃樹のちょこっと用語
「東京衛生管理者協議会」
どんな団体？
答えは、この 4 月号のどこかに。

- ◆「東基連たま研修センター」が立川市に 4 月 1 日
オープン 1
- ◆特別講演会「化学物質管理の大転換
法令準拠型から自律的な管理へ」を開催しました 6
- ◆足立荒川労働基準協会支部事務所の移転のお知らせ ... 2
- ◆4 月は「熱中症予防対策の準備期間」です 8
- ◆東京衛生管理者協議会令和 4 年度第 2 回研修会開催 ... 3
- ◆第 39 回安全衛生標語募集要領 9

発行所/公益社団法人 東京労働基準協会連合会 発行人/滝澤 成

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8 TEL / 03-6380-8305(代) FAX / 03-6380-8405 <https://www.toukiren.or.jp>

出すことなど、構想を実現する機運の醸成などの条件整備が進まず、進展を見ずに今日までまいりました。しかし、昨年9月に主たる会場としてきました八王子労政会館が閉鎖され、替えて新設された施設は利用料金が高額であること、自治体が運営する安価な他の施設は借用条件が厳しく、また、利用にあたって申込期限が講習会の間近であり抽選の結果によっては別の会場を確保しなければならないこと、さらに、コロナの感染拡大によって急遽利用が断られるなどの事態が生じ、ご利用いただいております会員の皆様はじめ受講者の皆様には大変ご不便、ご迷惑をおかけするとともに、講習会を運営しています事務局の負担が増大する事態となりました。こうした事態に事務局といたしましても常設の会場を設ける必要を痛感し、物件をあたるとともに、各支部におきまして幹事会、会員総会の場などを通じてご理解をいただくべく説明を尽くし、この度の運びとなりました。



また、各支部の事務所につきましても、「たま研修センター」に併設いたします「多摩合同事務所」に関係4支部が移転し、連携の強化を図るとともに講習会等のマンパワーを集約することにより、円滑で機動力のある事業運営を図ることといたしました。

八王子、青梅、三鷹の各労働基準協会支部の会員及び関係する皆様には、地元にて長らくご愛顧いただきましたことに心より感謝申し上げますとともに、移転後におきましてもご不便をおかけすることのないよう誠心誠意努めてまいりますので、今後一層のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

電話 八王子労働基準協会支部 042(512)5312 立川労働基準協会支部 042(512)5311
青梅労働基準協会支部 042(512)5408 三鷹労働基準協会支部 042(512)5435
F A X (4支部共通) 042(512)5473

足立荒川労働基準協会支部 事務所の移転のお知らせ

足立荒川労働基準協会支部は、足立労働基準監督署にほど近い場所に事務所を設けておりましたが、狭隘なうえ老朽化も進んでいること、財政上の負担軽減の観点から、これまで事務所の移転を検討してまいりましたが、種々の条件を満たす物件が見いだせず、会員の皆様にもご不便をおかけしてまいりました。

この間、足立荒川労働基準協会支部では、王子労働基準協会支部、上野労働基準協会支部との連携を強化し、本部の支援の下に3支部連携でのプレミアムセミナーを開催するほか、3支部共同での新入社員教育の開催などの取組を行ってまいりましたが、各支部とも事務局長1名の体制では取組の拡大など、さらなる進展を図るには限界があり、今般、王子労働基準協会支部と合同の事務所とし、支部間の連携を一層強化することといたしました。

会員の皆様には足立労働基準監督署にお出での際にお声がけいただくなど、地元ならではの温かいご支援をいただいておりますことに心から御礼申し上げます。事務所は北区に移転することとなりますが、会員の皆様の声を大切にし、関係3支部の連携のもとにさらなる事業の拡大を図ってまいりますので、引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。

新事務所所在地：〒114-0022 北区王子本町1-22-3 王子工業会館2階
(王子労働基準協会支部との合同事務所)

電話 03(5948)5341 **F A X** 03(5948)5653 **Mobile** 090(3242)5447

東京衛生管理者協議会 令和4年度第2回研修会開催

東京衛生管理者協議会(会長 吉川智明：イーグル工業株式会社健康推進部)の令和4年度第2回研修会が、令和5年3月3日(金)に会員他85名の参加により開催されました。

今回の研修会は、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、会場となる(公社)東京労働基準協会連合会中央労働基準協会支部4階ホールでのリアル参加(25名)とWEB会議システムによる参加(60名)を併用したハイブリッド形式で行われました。

研修内容は、「最近の労働衛生行政の動向と第14次労働災害防止計画について」、「健康診断のデータが自分を語り始める。それを自己保健や安全配慮につなげる。」の2講演と「どう活かす、健康診断」をテーマとしたグループ討議の構成で開催されました。



開会挨拶(吉川会長)

第1部 「最近の労働衛生行政の動向と第14次労働災害防止計画について」

第1部は、東京労働局労働基準部健康課課長 長澤英次様から、冒頭、労働災害防止計画策定の法的根拠や労働政策審議会安全衛生部会の諮問を受け、策定されるまでの経緯をご説明いただいた後、第14次労働災害防止計画の概要について以下の内容を中心にご説明いただきました。

1. 計画のねらい

本計画の狙いとしては、誰もが安全で健康に働くためには、安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要であるとともに、これらの安全衛生対策は、DX(デジタルトランスフォーメーション)の進展も踏まえ、ウェアラブル端末、VR(バーチャル・リアリティ)やAI等の活用を図る等、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならないとのことでした。

また、労働者の安全衛生対策は、「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増しており、こうした中で、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれるとのことでした。

更に、とりわけ中小事業者等も含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならないと認識しました。

2. アウトプット指標とアウトカム指標

今回の労働災害防止計画では、従来の目標とは異なりアウトプット指標とアウトカム指標が採用され、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される事項をアウトプット指標として定め、アウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定められたということでした。

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待されるということでした。

- 死亡災害については、2022年と比較して2027年までに5%以上減少する。



長澤健康課長

- 死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。

3. 第14次労働災害防止計画の重点事項

安全衛生を取り巻く現状と方向性を踏まえ、以下の事項を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進していく予定です。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

今回の受講者の職種を考慮し、特に「(7)労働者の健康確保対策の推進」の一項目である「産業保健活動の推進」について、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるような体制の整備、治療と仕事の両立の円滑な支援等について説明がありました。

第14次労働災害防止計画の他、労働災害の現状や産業保健のあり方に関する検討会の概要などについても、ご説明いただきました。



会場での受講の様子

第2部 「健康診断のデータが自分を語り始める。それを自己保健や安全配慮につなげる。」

第2部は、労働衛生コンサルタント事務所産業医房元気げんきの永島昭司先生から、健康診断結果から得られる各種データの活用方法やそのデータを利用した自己保健やハイリスクアプローチの具体的事例について、ご説明いただきました。

健康診断は、早期発見・早期治療により重症化を防止するために実施されますが、健診データの活用でめざすことは、健康安全配慮・労災防止の観点からリスクへの早期対処、人的資源の観点からアブセンティズム・プレゼンティズムへの対応に繋げること、また個人や企業組織の元気・活力に寄与するとともに、産業保健スタッフにとっては、従業員とのコミュニケーションをとる絶好の機会となるとのことでした。

法定健康診断結果の事後措置としてのアプローチは、リスクレベルを4段階に分け、リスクレベル3(大きなリスク)に対しては自主的な解決に加え安全健康配慮を行うこと、リスクレベル4(容認できないリスク)に対しては最優先に安全健康配慮を行う必要があるとのことでした。

安全健康配慮義務の遂行責任は事業所(管理監督者)にあることから、安全健康配慮者の情報を管理監督者と共有し受診の配慮と確認等を遂行することが必要となりますが、その反面、自己保健も重要であり、具体的事例としてメタボ改善での成功体験から自己効力感を呼び覚まし、メンタルヘルスケアに寄与し、ひいては生産性の向上に寄与する可能性もあることが紹介されました。さらに健診データの変化に着目することで、従業員が自己解決に向けた行動変容のきっかけとなる可能性が高くなるとのことでした。

また、自他覚症状調査など非数値データを活用することも重要であり、健診実施に自他覚症状を重視し、判定に自他覚症状を確認させる手段を講じ、事後措置に自他覚症状を反映させる手段を講じるなどして、普段から自他覚症状を訴えやすい、引き出しやすい環境や風土を醸成することが重要であるとの説明がありま



永島先生

した。

最後に、組織にフィードバックして施策に繋げるため、健診結果を組織で集計解析し、作業環境や作業管理の問題を確認することは意義深いとのこと説明がありました。

全体をとおして、永島先生が、産業保健スタッフが組織の長や従業員とコミュニケーションをとることで、リスクの早期発見に繋がるとともに、従業員が自己解決に取り組む姿勢に波及することに期待していることを感じました。

第3部 グループ討議

第3部では、会場参加者のみが4グループに分かれ、「どう活かす、健康診断」をテーマにグループ討議を行いました。グループ討議では、以下のような発言があり、第2部でご講演いただいた永島先生からもコメントをいただくなど、活発な討議が行われました。

- 個人の意識改革が大切、個人のデータベースで経年変化を見ていきたい。
- それぞれの事業所で衛生管理体制の違いがあるが、出来るところから対応していく。
- 産業医が月1回、就業の可否はできているが、予防という観点では難しい。
- 従業員とのコミュニケーションをとるためにも全員へのアプローチが重要と考えるが、マンパワー的に難しい。
- 行動変容が結果(特にBMIの改善)に繋がらない。
- 二次検査を受けてくれない、自己保健まで意識があがらない。他

永島先生からは、地域のかかりつけ医との連携や衛生管理者が産業医をどう活用するかが重要などとのアドバイスをいただきました。

コロナ禍の中、久しぶりのグループ討議となりましたが、フェイストゥフェイスの議論が如何に重要か痛感し、次回はさらに多くの方々にリアル開催に参加していただき、活発なグループ討議を行いたいと感じました。



会場でのグループ討議の様子

次回は、9月5日(火)に今回同様ハイブリッド形式の開催を予定しておりますので、是非多くの方に参加いただければと存じます。

入会等の問合せ先

公益社団法人東京労働基準協会連合会 東京衛生管理者協議会 事務局

E-mail: tokyoeiseikanrishakyougikai@toukiren.or.jp

特別講演会

「化学物質管理の大転換 法令準拠型から自律的な管理へ



—背景・自律的な管理の概要・対応— を開催しました

令和5年1月24日立川市市民会館及び2月3日一橋大学一橋講堂において、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長 城内博先生をお迎えし、「化学物質管理の大転換 法令準拠型から自律的な管理へ—背景・自律的な管理の概要・対応—」と題し、令和5年4月から順次施行される新たな化学物質の規制について、その背景、注意すべきポイント、事業者としてどのように取り組むべきかなど今後の化学物質管理のあり方についての講演を、東京労働局・東京労働基準協会連合会共催の下開催しました。



両会場とも満員で、あわせて500名近くの方が参加され、今回の改正に対する関心の高さがうかがえました。

講演の要旨は次のとおりです。

法規制されていない化学物質による健康障害が多発している主な原因として、情報がなかった、情報が知らされていなかった、情報を理解していなかった、といった“有害性に関する情報不足”が挙げられる。(実例を交えながら)

このため化学物質対策として、化学物質の危険性・有害性に関する情報伝達が重要であり、化学物質を取扱う者がその危険性・有害性を知ることが自律的な管理を行うための前提であり、労働者と情報共有することが最も大切である。

これまでの世界の化学物質(化学品)規制に関する動向を紹介し、欧米ですでに法令で規制されている「事業者の知らせる義務」や「労働者・消費者の知る権利」が日本では法制度化されておらず、さらに米国では労働者の「理解する権利」が謳われている現状において、ようやく、GHS(本記事末の囲み参照)の導入により労働安全衛生法が進化し、法令準拠型から自律的な管理に向かうことになったのが今回の政省令改正の大きな動きである。

しかしながら、まだ現時点においては、規制の在り方として義務(罰則付き)と努力義務(罰則なし)が混在していること、事業者ら多くの関係者の意識が法令準拠型のままであること、特に小規模事業場への支援が不十分であることなどが問題点として挙げられる。

各事業者においては、事業場内労働者の健康安全確保のため、化学物質管理者及び保護具着用管理責任者の選任と位置付けを明確にし、使用している化学物質のリストアップ、労働者との危険性・有害性情報の共有、労働者も参画するリスクアセスメントの実施といった対応が急がれる。

また、同業者団体は、同業各社における化学物質による労災事故ゼロのため、そして中小零細企業の自律的な管理への移行のため、これまでの労働安全衛生対策の継続と見直し、業界において使用している化学物質の危険性・有害性情報に関する



認識及び管理への責任と自負を持つこと、業界全体に共通する業種・作業別リスクアセスメント・マニュアルの作成、そして全国同業者へのこれら情報の発信及び支援が必要となる。

さらに、行政機関も、今回の自律的な管理に向けた政省令改正は従来の労働安全衛生法の在り方を大きく転換するものであり、その内容も広範囲にわたることから、新たな安全文化を社会に根付かせるために、これまでも十分であるとはいえない周知普及活動のあり方を大きく変え、トップダウンではなくボトムアップといった視点での周知・指導を行っていくことが必要となる。(文責：東基連)



城内博先生

城内先生の講演でお話された内容は、城内先生の著書「こう変わる！化学物質管理 法令順守型から自律的な管理へ」(中災防図書)で詳しく述べられています。

当連合会では、令和5年度において、化学物質管理に関する各種講習を企画していくこととしています。



とは：The **Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals** 「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム」の略。

化学品の危険・有害性を世界的に統一された一定の基準に従って分類し、その結果をラベルやSDS(安全データシート)に反映させ伝達するシステムで、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするものです。



第15回 桃樹のちよこっと用語 「東京衛生管理者協議会」

東京衛生管理者協議会は、都内の企業等に勤務する衛生管理者を構成員とし、企業の衛生管理活動の充実、衛生管理者のレベルアップ等を目的とし、公益社団法人東京労働基準協会連合会(略称「東基連」)の内部組織として平成9年に発足したものの。

東基連本部内に事務局を置き、年2回の研修会を通し、産業保健・労働衛生に関する各種情報等を提供する活動を展開している。

最近では、会場でのリアル参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド方式の研修会を開催。

研修会では「最近の労働衛生行政の動向」と題した行政担当者による講演や、「衛生管理者に必要なコミュニケーションスキル“テレワーク環境など多様化する労働環境下での対応”」等、時機を得たテーマを選択し好評を博すと共に、業界紙誌でも報道されている。現在の会員数は319人。

入会費、会費、研修会参加費等は無料。その活動の詳細、入会手続き等は東基連のホームページに掲載されている。

[入会等の問合せ先](#)

E-mail : tokyoeiseikanrishakyougikai@toukiren.or.jp

本格的な夏を迎える前から！

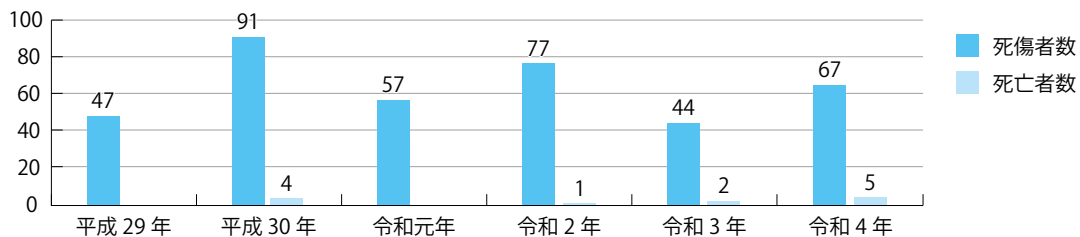
4月は「熱中症予防対策の準備期間」です

今年も「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します

東京労働局 労働基準部 健康課

令和4年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上労働災害は67件発生し、うち5件が死亡災害となっています(令和5年3月3日現在)。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう。



東京の熱中症による死傷者数の推移

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり約600人が4日以上仕事を休んでいます。



キャンペーン実施要項

準備期間(4月)にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

熱中症予防対策にご活用ください

- オンライン講習動画など熱中症予防対策情報のポータルサイト
厚生労働省委託事業「職場における熱中症予防情報」
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- 東京労働局版 熱中症予防対策リーフレット・ポスター
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00329.html
(「東京労働局」「熱中症予防対策」で検索)



労働災害防止キャラクター
チューイ カン吉

応募は Web サイトから*

第 39 回安全衛生標語募集要領

中央労働災害防止協会(中災防)では、働く人の安全と健康の確保をめざし、労働災害のない安全で快適な職場づくりを呼びかける「安全衛生標語」(令和6(2024)年 年間標語、令和5(2023)年度 年末年始無災害運動標語)を募集します。
※はがき、ファクスによる応募は終了し、今回より Web サイトからの応募に変わりました。

標語の種類

- A 令和6(2024)年 年間標語**
(実施期間 令和6(2024)年1月~12月)
趣旨 労働災害のない安全で快適な職場を築くために、働く人一人ひとりのかけがえのない命と健康の確保を最優先にする職場風土づくりをアピールするもの。
- B 令和5(2023)年度 年末年始無災害運動標語**
(運動期間 令和5(2023)年12月1日~令和6(2024)年1月15日)
趣旨 何かと慌ただしい年末年始を無災害で過ごし、働く人すべてが新年の幕開けを明るく笑顔で迎えられるよう、労働災害防止の重要性について訴えるもの。

A、Bともに働く人が唱和しやすく、簡明かつ親しみやすい字配りにご配慮ください。

入賞

入選 各1点 (表彰状および副賞賞金3万円)

佳作 各3点以内 (表彰状および副賞賞金1万円)

中学生以下の応募者の作品が入賞した場合には、副賞賞金に代えて賞金額相当の図書カードを授与します。

応募方法

Web サイト上の応募フォームによる応募

中災防のホームページにある安全衛生標語応募フォームよりご応募ください。

応募フォームは、①年間標語(1名分応募)、②年間標語(複数名分一括応募)、③年末年始無災害運動標語(1名分応募)、④年末年始無災害運動標語(複数名分一括応募)、の4種類があります。標語の種類と人数に合った応募フォームよりご応募ください。

なお、標語の種類ごとに作者一人につき最大3作品まで応募できます。4作品以上の応募、また応募内容に不備があるもの、はがき、ファクス、メールによる応募は無効となりますのでご了承ください。

応募フォームはこちら

<https://www.jisha.or.jp/slogan/index.html>

第39回
安全衛生標語
Webサイトからの応募に変わりました*
大募集
働く人の安全と健康の確保をめざし、
労働災害のない安全で快適な
職場づくりを呼びかける
安全衛生標語
令和6年 年間標語
令和5年度 年末年始無災害運動標語
を募集します! 詳しくは裏面をご覧ください。
応募締め切り
令和5年
4月21日(金)
必着
中災防 標語募集 🔍 検索
<https://www.jisha.or.jp/slogan/index.html>
Webサイトで過去の標語をご覧いただけます。
※はがき、ファクスによる応募は終了し、今回よりWebサイトからの応募に変わりました。
JISHA 中災防 Japan Industrial Safety & Health Association
中央労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2
TEL 03-3452-6449 (総務部応答課)

応募締め切り

令和5(2023)年4月21日(金)必着

選考・発表・表彰等

選考は、中災防内に安全衛生標語選考委員会を設け審査を行い、7月末までに入賞者に通知いたします。また、8月に中災防のホームページ(下記参照)および月刊誌「安全と健康」、「安全衛生のひろば」各9月号にて発表を予定しています(入賞者の氏名および所属(応募フォームに記入されている場合)も公表させていただきます)。

著作権・入選作品の活用等

入賞作品に係る著作権は、すべて中災防に属するものとします。

また、入賞者は著作者人格権に基づく権利を行使しないものとします。

両標語の入選作品は、中災防の各種普及啓発資料等に使用するほか、中災防が制作する普及啓発用リーフレット、ポスター等の図書・用品に使用いたします。

個人情報保護について

この標語募集によって中災防が取得することとなる応募者に係る個人情報については、当協会が責任をもって保管し、本事業の的確な実施(連絡、運営、後日の問い合わせ対応等)にのみ利用させていただきます。

応募上の注意

- ①応募作品はオリジナルで未発表の作品に限ります。未発表の作品とは、これまで不特定多数の人の目に触れる形(WebサイトやSNSでの掲載を含みます)で発表されたことのないものを指します。他の募集との二重応募や、既に公表・使用された標語と同一または類似とみなされた場合、結果発表後でも入賞を取り消すこととします。
- ②同一の応募作品が複数あり、その作品が入賞した場合、抽選で1名を入賞とします。
- ③入賞作品決定に当たって、応募者の承諾のもと、加筆・修正することがあります。
- ④応募作品に関連して、第三者とのトラブルが生じた場合、すべて応募者の責任において対処し、当協会は一切責任を負いません。
- ⑤選考基準、選考結果に関するお問い合わせには一切お答えできません。
- ⑥応募者は作品を応募した時点で募集要領に同意したものとします。
- ⑦応募された作品の変更や取り下げはできません。

問い合わせ先

中央労働災害防止協会 総務部広報課 安全衛生標語募集係

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

TEL 03-3452-6449

URL <https://www.jisha.or.jp/> E-mail koho@jisha.or.jp

分からないことは、なんでも「蓮美部長」に聞いてみよう！

第17回

桃樹の「労務・安全衛生 深掘り探訪記」

皆さん、こんにちは。4月を迎え、新年度となりました。初めてお会いする方もいらっしゃると思いますので、改めて自己紹介をさせていただきます。

私は「桃樹」と申します。東基連に入職して、今日（令和5年4月1日）で3年目に入ります。まだまだ経験不足ですが、会員の皆様のために全力で頑張ります。

さて、そんな私が、日頃、疑問に感じた事柄について、「労務・安全衛生の専門家」にして、私の上司、「蓮美部長」に、その疑問をぶつけ、深く、深く、回答を探っていくコーナーです。宜しくお願い致します。



桃樹さん



蓮美部長

東京衛生管理者協議会・研修会で、「第14次労働災害防止計画」の解説が

桃樹さん 蓮美部長！ 先日開催された、東京衛生管理者協議会の「令和4年度第2回研修会」は、とても充実した中身の濃い研修会でしたね。

蓮美部長 そうね。東基連本部のある、この中労基協ビルの4階ホールで、オンライン参加と会場でのリアル参加とのハイブリッド方式で開催されたけど、参加者が85名と盛大な研修会だったわね。

桃樹さん そうなんです。しかも何と言っても研修内容が充実していました。

特に、東京労働局・労働基準部・健康課の長澤英次課長による「第14次労働災害防止計画」に関する講演は、とても分かりやすかったです。

蓮美部長 この東京衛生管理者協議会の第2回研修会については、その紹介記事が今月号の3ページから掲載されているので、是非、読んで頂きたいわね。

ところで桃樹さん、「第14次労働災害防止計画」については、だいたい理解できたのかしら。

桃樹さん 勿論です。しっかりと集中して講演を聞きましたから、バッチリ頭に入りました。

蓮美部長 では、ちょうど良い機会だから、読者の皆さんに解説して貰えるかしら。

桃樹さん えっ!! 私が、私がですか!?

蓮美部長 そう! 桃樹さんが!

桃樹さん えっ!! 私、まだ入職3年目の25歳の、若輩者じやくはいものですから、また別の機会に。

蓮美部長 そんなこと言わないで、頑張る。分からなくなったら応援するから。

桃樹さんによる「第14次労働災害防止計画」の解説、始まり! 始まり!

桃樹さん それでは、皆さん、こんにちは(緊張のせい)。違う! こんにちは。それでは、上司からの業務命令でありますので、只今から「第14次労働災害防止計画」について、お話させていただきます。

蓮美部長 桃樹さん! 頑張る!! ファイト!!

桃樹さん 蓮美部長、冷やかすのは止めてください。

蓮美部長 あら、冷やかしてなんか無いわよ。応援してるのよ。

桃樹さん 分かりましたから、少し黙っててください(ちょっと怒り)。

蓮美部長 ごめんなさい、ごめんなさい。少し黙りませう。

「労働災害防止計画」の制定根拠は？

桃樹さん 皆さんは、これまで「13次防」という言葉はよく聞いたことがあると思います。これは「第13次労働災害防止計画」の通称ですが、計画期間が5年間であるこの計画が、令和4年度で終了します。

次に令和5年度を初年度として始まる5か年計画が「第14次労働災害防止計画」、通称「14次防」になります。

蓮美部長 この「労働災害防止計画」というのは、何を根拠として策定されているの？

桃樹さん はい、「労働災害防止計画の策定」ということが、労働安全衛生法第6条に規定されています。

第6条では「厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項(中略)を定めた計画(以下「労働災害防止計画」という)を策定しなければならない」と規定されています。

蓮美部長 なるほど。労働安全衛生法にこのように規定されているので、国は労働災害防止のための計画を立案するのね。その「労働政策審議会の意見をきいて」というのは、どういうことかしら。

桃樹さん はい、労働政策審議会は、厚生労働大臣等の諮問に応じて、労働政策に関する重要事項の調査審議を行い、厚生労働大臣等に意見を述べることでできています。

「第14次労働災害防止計画」の調査・審議過程は？

蓮美部長 今回の14次防についても、調査審議が行われてきたのかしら。

桃樹さん 厚生労働省のホームページを開くと、この労働政策審議会の調査審議の様子が、議事録、資料を用いて、細かく公表されています。

蓮美部長 14次防の調査審議過程は、どのようなものだったの？

桃樹さん 労働政策審議会・安全衛生分科会での審議になりますが、最初は令和4年9月28日の「第149回分科会」。次いで同年11月16日の「第150回分科会」。そして同年12月14日の「第151回分科会」と審議が重ねられてきました。

蓮美部長 審議のなかで、修正されたような箇所もあるのかしら。

桃樹さん そうですね、勿論、審議を重ねていきますから、変更修正される内容も多々あると思います。

蓮美部長 何か具体的な、修正・変更された例はあるかしら？

桃樹さん 例えば、「多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進」の項目の中で、「外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合」に関しての変更です。

後ほど詳しく説明しますが、「アウトプット指標」という目標値について、11月に開かれた第150回分科会では「60%」とされていたのですが、翌月の12月の第151回分科会ではその数値が「50%」に修正・変更されていました。

蓮美部長 なるほど、そうやって審議を重ねていく中で、実効性のある計画が策定されていくのね。

そうした審議の結果は、どのように取り纏められたのかしら。

14次防の労働政策審議会への諮問、そして答申

桃樹さん 令和5年2月13日に「第152回分科会」が行われ、そこで厚生労働大臣から労働政策審議会に「第14次労働災害防止計画(案)」が諮問されました。

この諮問に対し、同日、労働政策審議会が「妥当」である旨の答申を行い、2023年度(令和5年度)を初年度とする「第14次労働災害防止計画」が決定しました。

蓮美部長 これからの動きは、どうなるのかしら？

桃樹さん この全国版となる計画を受け、地方局の各労働局はそれぞれの地域の14次防を策定します。

東京労働局でも、鋭意作成し、「会報 東基連」の来月(5月)号では東京労働局安全課、そして健康課

から「14次防(東京局版)」を解説した記事が掲載される予定です。

蓮美部長 それは楽しみね。今月号で基本となる全国版の14次防を理解し、来月号では東京局版を学ぶということになるわね。桃樹さん、責任は重いわよ。

桃樹さん うー、部長、またプレッシャーを。勘弁してください。

蓮美部長 はい、頑張って！ では14次防の概要を説明して貰えるかしら。

14次防の概要。まずは「計画の方向性」について

桃樹さん まずは「計画の方向性」です。

ここでは、「安全衛生に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からプラスである」ことを周知する等、「事業者による安全衛生対策の促進」と「社会的に評価される環境の改善」を図っていくとされています。

蓮美部長 なるほど。社会的には厳しい経営環境等、様々な事業がありますが、そうだからやむを得ないとするのではない、という趣旨ね。

桃樹さん はい。そう思います。

そして、もう一つ、「どのような働き方においても、労働者の安全と健康を確保する」こと。

蓮美部長 これもその通りね。労働者の働く場所には、大企業や中小企業などの規模の違い、正社員やパート・アルバイトなどの雇用形態の違い、年齢差など様々な差異があります。でも、どのような違いがあろうと「安全と健康の確保」については同様に取り組んでいくのは当然ですからね。

8つの重点事項について

桃樹さん そのうえで、14次防では「8つの重点事項」を定めています。

蓮美部長 それは、どのようなものかしら。

桃樹さん 次の8項目です。

- 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 2 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 5 個人事業主等に対する安全衛生対策の推進
- 6 業種別の労働災害防止対策の推進
- 7 労働者の健康確保対策の推進
- 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

蓮美部長 どれも大切なポイントね。時代の変化を考えれば、高齢化に伴う高年齢労働者の、特に作業行動に着目した対策は大切ね。多様な働き方も外国人労働者の対策も喫緊の課題と言えますから。

この重点課題に対して、どのような目標をもって挑むのかしら？

計画の目標。そしてアウトプット指標、アウトカム指標

桃樹さん 蓮美部長!! ここが14次防の大きな特徴です。

今までの災害防止計画と大きく変わった点が、ここなんです!!(声、大きい)

蓮美部長 桃樹さん、落ち着いて、落ち着いて。大きく深呼吸しましょう。興奮すると血圧も上がるし、倒れると大変ですから。

桃樹さん 蓮美部長、これは落ち着いてはられませんよ。いまだかつてなかった指標が示されたんですから。



蓮美部長 過去の災害防止計画では、目標としては「死亡災害を〇%減少させる」とか、「死傷災害を〇%減らす」というような目標が示されてきたけど、14次防はどうか？

桃樹さん その目標はあります。

14次防では、「死亡災害：5%以上減少」。「死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年度までに減少」という目標が示されています。

蓮美部長 5年後の2027年(令和9年度)を見据えた目標ね。

桃樹さん そうです。そして、この目標を達成するための指標が「アウトプット指標」であり、「アウトカム指標」なんです。

アウトプット指標とは？

蓮美部長 まず、「アウトプット指標」について説明して貰えるかしら。

桃樹さん はい、14次防ではこのように示されています。「労働者の協力の下、事業者において実施される事項をアウトプット指標と定め、国は、その達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱う」と。

蓮美部長 ちょっと分かりづらいわね。例えば、死傷災害減少のために定められた対策というのかしら、取組内容というのかしら、その示された取組内容を実施した事業場の割合のようなものを指標、いわば目標値として定めたということかしら。

桃樹さん そうです。その通りです。

例えば、14次防の重点事項の最初に掲げられている「労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」の、1番目の「アウトプット指標」は、次の通りです。

「転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年度までに50%以上とする」

蓮美部長 実際に取り組む、行動に移す事業場等を、どこまで引き上げていくかの指標なのね。

そうすると、「アウトカム指標」は、アウトプット指標に示された取組事業場の増加によって得られた効果を示すものかしら。

アウトカム指標とは？

桃樹さん そうです。14次防では「事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う」とされています。

蓮美部長 具体的な例としては、どうなるのかしら？

桃樹さん 先ほど、アウトプット指標の際に示した「労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」の1番目の「転倒災害」の「アウトカム指標」は、次の通りになります。

「増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける」

蓮美部長 アウトプット指標に示された取組内容を実施する事業場の割合の増加により、アウトカム指標で示す数値まで災害発生を減少させていくということね。

桃樹さん 計画本文では、「アウトカム指標に掲げる数値は、本計画策定時において一定の仮定、推定及び期待のもとに算出した目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定及び期待が正しいかも含めアウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムに繋がっているかどうかを検証する」とされています。

蓮美部長 仮定の数値ということであれば、計画途中での見直しも有りうるということね。

桃樹さん はい。計画期間中、毎年、計画の実施状況を確認・評価して、必要に応じて計画を見直すともされています。

アウトカム指標達成による災害の全体像

蓮美部長 この各重点事項で定められたアウトカム指標がそれぞれ達成された時、労働災害の全体像はどのようなになるとされているのかしら？

桃樹さん 計画では、重点事項毎に示されたアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも次のような結果になるとしています。

死亡災害については、「2022年と比較して2027年までに5%以上減少する」。

死傷災害については「2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる」。

蓮美部長 先ほどの14次防の目標ですね。

繰り返しにはなりますが、対策に実際に取り組む事業場等をアウトプット指標に示す割合まで引き上げることにより、仮定等ではあるけどもアウトカム指標に示す発生数まで抑え込むことにより、全体の災害発生件数等を減少させるということね。

桃樹さん そうです。ここが14次防が今までの計画と大きく違う点です。

8つの重点項目で示されたアウトプット指標は17。アウトカム指標は13。この「探訪記」の最後に纏めて掲載します。読者の皆さんは、これを読んで、それぞれの事業場が実施することになるアウトプット指標を確認してください。

労働基準関連の目標も

蓮美部長 このアウトプット指標とアウトカム指標については、14次防計画本文の最後に「参考」として、「考え方」が詳しく書かれているので、ここも一読しておくといいわね。

ところで、桃樹さん、今回の14次防では今までと異なり、労働基準関連の対策も盛り込まれたと聞いたけど。



桃樹さん はい。「労働者の健康確保対策の推進」の中で、二つのアウトプット指標が掲げられました。

蓮美部長 その二つのアウトプット指標の内容を教えてください。

桃樹さん 一つは「年次有給休暇の取得率を2025年度までに70%以上とする」というもの。そしてもう一つは「勤務間インターバル制度を導入している事業場の割合を2025年度までに15%以上とする」です。

蓮美部長 あら、少し高い目標のように感じるけど、現状はどうかしら。

桃樹さん 年次有給休暇の取得率は、令和4年公表の就労条件総合調査では「58.3%」となっています。また勤務間インターバル制度を導入している企業の割合も増加傾向にあり、同調査では「5.8%」とされています。

蓮美部長 そうね、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図る意味からも、大切な取り組みね。14次防については、企業の安全衛生担当部署だけでなく、労務管理を担当する部署も意識して取り組んでいく必要があるのね。

東京局版の「第14次労働災害防止計画」

桃樹さん 14次防本文には、「重点事項ごとの具体的取組」も書かれていますから、読み込みたいですね。

蓮美部長 そして、東京労働局の安全課と健康課が策定し、東京労働局として打ち出す東京局版の14次防に沿ってこの5年間取り組んでいくことになるのね。

桃樹さん そうです。東京局版の14次防については、先ほどお話しした通り、5月号で紹介することにして
いますので、楽しみにしててください。

蓮美部長 桃樹さん、14次防の説明、とても分かりやすい解説でした。ありがとうございました。

桃樹さん いえいえ、蓮美部長のリードのお陰です。助かりました。ありがとうございました。

皆さん、今月号も「労務・安全衛生深掘り探訪記」にお付き合い下さり、ありがとうございました。来
月号は、紙幅の関係で「探訪記」はお休みになりますので、次は6月号でお目にかかりましょう。

「第14次労働災害防止計画」(抄)

1 計画のねらい

(3) 計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

ア アウトプット指標

本計画においては、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される次の事項をアウトプット指標として定め、国は、その達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱う。

(ア) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- 卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和2年3月16日付け基安発0316第1号)に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止

の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号)に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする。
- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。
- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成27年12月7日付け基発1207第3号)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対

象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。

- 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、本計画策定時において一定の仮定、推定及び期待のもと試算により算出した目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定及び期待が正しいかも含めアウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムに繋がっているかどうかを検証する。

(ア)労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
- 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

(イ)高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増

加に歯止めをかける。

(ウ)多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。

(エ)業種別の労働災害防止対策の推進

- 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- 建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
- 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- 林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

(オ)労働者の健康確保対策の推進

- 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

(カ)化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。
- 増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率^{*}を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- 死亡災害については、2022年と比較して2027年までに5%以上減少する。
- 死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。



さんぼくん

独立行政法人 労働者健康安全機構

東京産業保健総合支援センター研修案内 (令和5年4月～5月)

◆産業保健研修◆

令和4年12月開催分から、従来の「保健師・看護師研修」「人事・労務・衛生管理者研修」を統合して「産業保健研修」といたしました。産業看護職・人事労務担当者等、産業保健スタッフを対象とした研修です。

※単位等の取得はできません。

- 研修は当センターのホームページからお申し込みください。※利用者登録(無料)が必要です。
- 当センターが主催する研修は、すべて無料で受講できます。
- 研修は当センターの研修室で開催しています。会場が異なる場合は表記いたしますのでご注意ください。

〒102-0075 東京都千代田区三番町
6-14 日本生命三番町ビル3F

TEL : 03-5211-4480

FAX : 03-5211-4485

URL : <https://www.tokyos.johas.go.jp/>

web 研修

- 当センターホームページの「web 研修会受講の注意事項及び受講手順」を必ずご覧の上、お申し込みください。
- 各研修とも、講義の後、チャットにて質問を受け付ける予定です。

研修日時	研修テーマ	講師	定員
5月18日(木) 14:00～16:00	web 研修会 メンタルヘルス対策とハラスメント対策 「職場のいじめ・嫌がらせ」行為は職場の秩序を乱し、労働者の勤労意欲の阻害や生産性の低下をもたらし、さらに労働者のメンタル不調の原因となるなど、様々な影響を及ぼします。 ハラスメント対策を中心としたメンタルヘルス対策をポジティブに展開し、企業イメージの向上、社員のモチベーションアップ、離職率の低下、生産性の向上などにつなげられるよう、具体的な対策・防止措置を考えていきたいと思います。	産業カウンセラー 森井 梢江	50
5月25日(木) 14:00～16:00	web 研修会 産業保健スタッフが知っておきたい職場におけるメンタルヘルス対策最新情報 第14次労働災害防止計画、ストレスチェック制度、職場のハラスメント対策、健康経営、新型コロナウイルスとメンタルヘルスなど、職場のメンタルヘルス対策に関する情報や活用できるツールなどの最新情報を幅広くご紹介します。	こころの耳 運営事務局 青木 良美	50
5月30日(火) 14:00～16:00	web 研修会 「メンタルヘルス・マネジメント入門」 ～社員を円滑に専門家に繋ぐ方法～ 社員にメンタルヘルス不調が発生した場合、その社員が医療、もしくは産業保健スタッフに繋がるまでは、主に管理監督者もしくは人事労務担当者に関わることになります。 そこで、社員を精神科に繋げるためには、精神科が必要だという根拠を示し、かつ精神科の受診を勧めるという勧奨スキルも重要となります。 個人情報やりのりにも、丁寧に「同意を取る」関わりが必要です。 本研修では、社員を円滑に専門家に繋げるための方法について解説を行います。	(株)ジャパン EAP システムズ 臨床心理士 松本 桂樹	50
5月31日(水) 14:00～16:00	web 研修会 レジリエンスについて 仕事上の挫折や生活上でのネガティブなライフイベントは、程度の差はあれ、すべての人に共通して起こり得る。 特に現代社会においては、以前よりも多種多様な困難や不測の事態がより身近に存在する現状がある。 ネガティブなライフイベントは避けることが出来ないが、ネガティブなライフイベントを経験してもそれを糧とし、しなやかに乗り越えていくことが必要となるのではないだろうか。 EAP カウンセラーの経験から挫折・困難な状況からの回復力である「レジリエンス」について情報提供いたします。 ★重要★ web 上でグループワークを行いますので、カメラ及びマイク機能が必要となります。 必ずカメラ機能をオンにして、ご参加ください。 有線 LAN 接続による PC での受講を強く推奨いたします。	レジリエ研究所 所長/ (一社)国際 EAP 協会 日本支部理事長 市川 佳居	50

会場研修

研修日時	研修テーマ	講師	定員
4月19日(水) 14:00~16:00	<p>第14次防労働災害防止計画の概要と重点 新しい労働災害防止計画が、令和5年度からの5か年計画として始まります。 労働災害防止計画は、労働安全衛生法に基づき厚生労働大臣が策定するものであり、国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めています。 重点事項として、安全衛生対策に取り組む企業が社会的に評価される環境整備、筋力等を維持するための運動プログラムの導入を含めた転倒災害・腰痛の防止対策の推進、高齢労働者の労働災害防止対策の推進、メンタルヘルス対策・過重労働対策・産業保健活動の推進、化学物質の自律的管理の推進などが定められています。この計画の概要と重点について解説します。</p>	荒川 輝雄	29
4月21日(金) 14:00~16:00	<p>働く人の健康づくりは日常生活の動作改善から～「転倒防止」「腰痛・肩こり予防」～ 働く人の身体機能低下による「腰痛」「肩こり」の慢性化、「転倒」などの労働災害が増加しています。 この講習会では、関節などにふれながら骨、筋肉、関節を連動して動かす「骨ストレッチ」を紹介していきます。骨ストレッチを行うと、日常生活の動作の筋肉への負担が減り、楽に動けるようになるので「腰痛」「肩こり」などの予防になります。また、骨・筋肉・関節が連動して動くので脚も上がりやすくなり、「転倒」災害の防止につながります。 実技を交えながらの講習会ですが、普段着で年齢に関係なく、誰でもその場で簡単に実施できます。また、職場で無理なく展開できる方法について紹介しますので、この機会に体験していただき職場の健康づくりに役立てていただきたいと思います。 ◆重要◆マスク着用で体を動かしますので、水分補給のため、飲み物をご持参ください。</p>	スポーツケア 整体研究所(株) 小沼 博子	29
4月25日(火) 14:00~16:00	<p>新型うつ、適応障害、発達障害、いわゆる「グレーゾーン」とどうつきあうか、育て直しの職場コミュニケーションを考える 新型うつ、適応障害、発達障害など職場の不応は軽症化するものの多様化が進んでいる。診断がつくほどではないが(弱い疾病性)、症状が隠れていて本人も周囲も気づきにくい困っている(強い事例性)ケースに職場はどうつきあっていけばいいのかが、コミュニケーションの取り方を変えて「育て直し」していくことを考えていきます。 (研修の内容は前回開催(令和4年11月22日)と同内容です。)</p>	廣川 進	29
4月26日(水) 14:00~16:00	<p>がん等の両立支援、職場復帰支援の体制はいかがでしょうか ～事例に基づき、持続する働きのできる支援体制を考えていきましょう～ がん等に罹患した労働者を健康面、人事面からしっかりサポートして治療と仕事の両立支援を図ることは、本人にとっても会社にとっても大変有意義な取り組みです。 今後、自社での対応を、組織的に実践していくためにも、治療と仕事の両立支援を一緒に考えていきましょう。 また、慢性疾患等に対しても同様、安心して治療できる、復帰できる職場環境等の調整が必要であることは周知のとおりです。 実践例から、持てる力が少しでも輝けるよう、自己達成感につながるよう、職場の理解を求める職場復帰支援、“その人らしい働き方”を認める体制づくりをしていきましょう。</p>	菅野 由喜子	29
4月27日(木) 14:00~16:00	<p>労働安全衛生管理基礎講座① 「労働安全衛生法」の中で労働者の健康管理(衛生管理)に関連する条文は数多くあります。 実際には、「労働安全衛生法」だけでなく「労働安全衛生規則」をはじめとした諸規則の理解も必要になります。 本講座ではテキストに当センター発行「令和4年度版労働衛生のハンドブック」を使用し、法令に基づく労働衛生管理の基礎について4回に分けてわかりやすく解説します。また労働衛生に関する最新の動向もご紹介します。 今回はその1回目で、労働安全衛生法とは？その中には何が書かれているのか？など労働安全衛生法及び関係する諸規則等の全般について解説します。 ・2回目は、安全衛生管理体制、健康診断等健康管理等。 ・3回目は、心と身体健康づくり(メンタルヘルス、過重労働による健康障害防止対策を含む)、職業性疾患等。 ・4回目は、快適職場、作業環境測定等の他、過重労働による健康障害防止対策にとって重要な労働基準法(労働時間管理関係)を予定しています。 本講座は令和4年度に実施した同名の講座と同様の内容となっておりますが、令和4年に改正された法令等については改正後の法令に基づき解説します。 なお、「令和4年度版労働衛生のハンドブック」をお持ちの方はご持参ください(お持ちでない方は当日差上げます)。</p>	中山 篤	29

研修日時	研修テーマ	講師	定員
5月11日(木) 14:00~16:00	<p>労働安全衛生管理基礎講座②</p> <p>「労働安全衛生法」の中で労働者の健康管理(衛生管理)に関連する条文は数多くあります。実際には、「労働安全衛生法」だけでなく「労働安全衛生規則」をはじめとした諸規則の理解も必要になります。</p> <p>本講座ではテキストに当センター発行「令和4年度版労働衛生のハンドブック」を使用し、法令に基づく労働衛生管理の基礎について4回に分けてわかりやすく解説します。また労働衛生に関する最新の動向もご紹介します。</p> <ul style="list-style-type: none"> •今回はその2回目です。1回目で、労働安全衛生法とは?その中には何が書かれているのか?など労働安全衛生法及び関係する諸規則等の全般について解説しましたが、今回は、安全衛生管理体制、健康診断等健康管理等について解説します。 •3回目は、心と身体の健康づくり(メンタルヘルス、過重労働による健康障害防止対策を含む)、職業性疾病等。 •4回目は、快適職場、作業環境測定等の他、過重労働による健康障害防止対策にとって重要な労働基準法(労働時間管理関係)を予定しています。 <p>本講座は令和4年度に実施した同名の講座と同様の内容となっておりますが、令和4年に改正された法令等については改正後の法令に基づき解説します。</p> <p>なお、「令和4年度版労働衛生のハンドブック」をお持ちの方はご持参ください。(お持ちでない方は当日差上げます)</p>	中山 篤	45
5月24日(水) 14:00~16:00	<p>がん等の両立支援、職場復帰支援の体制はいかがでしょうか ～事例に基づき、持続する働きのできる支援体制を考えていきましょう～</p> <p>がん等に罹患した労働者を健康面、人事面からしっかりサポートして治療と仕事の両立支援を図ることは、本人にとっても会社にとっても大変有意義な取り組みです。</p> <p>今後、自社での対応を、組織的に実践していくためにも、治療と仕事の両立支援を一緒に考えていきましょう。</p> <p>また、慢性疾患等に対しても同様、安心して治療できる、復帰できる職場環境等の調整が必要であることは周知のとおりです。</p> <p>実践例から、持てる力が少しでも輝けるよう、自己達成感につながるよう、職場の理解を求める職場復帰支援、“その人らしい働き方”を認める体制づくりをしていきましょう。</p> <p>(研修の内容は前回開催(令和5年4月26日)と同内容です。)</p>	菅野 由喜子	45

休憩室

BREAK  TIME

一人の引越し

合同事務所への引越しで猫の手も借りたい時期にこの原稿を書いています。

私が今の事務所(ワンルーム)に着任して以来、物を捨てたのはコピー用紙と段ボールのみで、他の物は一度も捨てた記憶がありません。前前任、前任を含めて約13年で風呂場(物置)も含めて山のように物が溢れています。

さて何処から手を付けるか、それはもちろん個人情報関係でしょう。事務所にシュレッダーはありますが、小型ですぐに満杯になるために、ごみを取り出さなくてはならず、また、取り出しが難しくフロアがごみだらけで後片付けが大変で、前にいた職員が閉口していたので、私は一度も使ったことがありません。運送業者が溶解処理はしないとのことから、以前郵便受けにはいつていた機密文書溶解サービスのチラシを持って郵便局へ行き、大箱を頼むと本店での扱いで、支所では小箱しかないとのこと、仕方がないので小箱を2個(A4サイズが1500枚程度/1個)購入し、入れてみるとあっという間に2箱は満杯。キャビネットの中身を確認したつもりが、甘かった。

個人情報を消すのに活躍したのが、個人情報保護スタンプです。これは、ダイレクトメールの宛名やゴシック体・明朝体の氏名などに効果があり、シュレッダーが不要となりました。しかし、ハンコやスタンプの宛名には不向きです。

また、他のファイルも見たことが無く中に個人情報の有無の予想がつきません。さらに裏面にコピーする習慣があるため、全てのファイルで両面を確認する必要があるため、時間がかか

りました。

キャビネットの中を整理していると、後ろ側の隙間に「創立50周年(平成12年)」と書かれた小さなアルバムを発見。中身は当時の会長と三鷹監督署長と並んで見たことのある人物が…それは髪の毛のある私でした。懐かしく見入ってしまい、数分懐かしさに浸っていましたが、すぐに現実に。早く片付けなければ時間が無くなる。

事務所内がだいたい終わり、ついに風呂場へ突入。書類・伝票等の入った段ボール箱は埃だらけでマスクをしていても鼻の中まで真っ黒、今年話題の粉碎花粉のようにマスクの隙間から入ってくる感じがします。

引越し業者に「お一人で箱詰めしていただきます」と言われ、その時は大丈夫と思っていたが、いざ手を付けると終わるのかなと不安になってきました。

しかし、一人での片付けは気が滅入ります。誰かいれば会話をしながら一人でやるより楽しく片付けられたと思います。

前前任が旧事務所から現在の事務所に移転した際に、会長職会社であったので、引っ越し祝いに何か贈りましょうかと聞いたところ、冷蔵庫とのリクエストがあり、私がお社名で冷蔵庫を寄贈しました。その冷蔵庫を私が実際に使用するのは想像もしていませんでしたが、今度は私がそれを廃棄するとは、感慨深いものがあります。

今回、青梅支部様のご厚意により強力なシュレッダーを借用させていただき、個人情報関係は終了することができました。御礼申し上げます。

段ボール箱に一人埋もれている KS

障害者虐待防止法[※]を知っていますか？

※平成 24 年 10 月 1 日に施行

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

東京労働局 雇用環境・均等部 企画課

障害者虐待防止法は、何人も障害者を虐待してはならないこと、障害者の虐待の防止に係る国等の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務などを定めたものです。

虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的対応も規定されています。

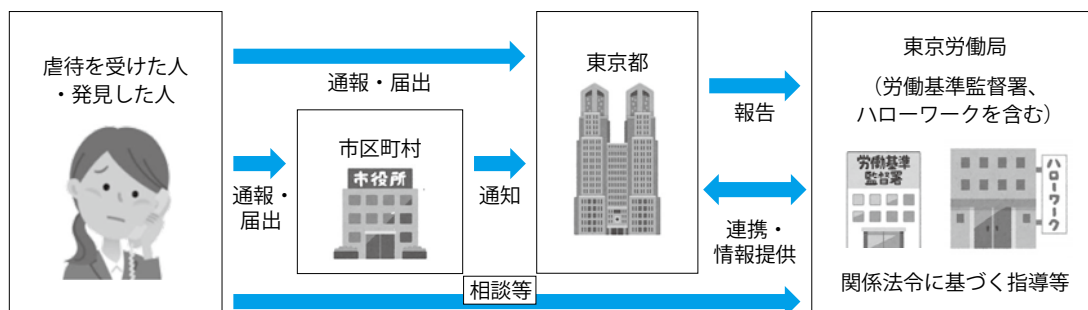
東京労働局では、障害者虐待防止法に基づき、使用者による障害者への虐待の防止や、虐待が行われた場合の関係法令に基づく是正指導などに取り組んでいます。

虐待者、被虐待者本人の「自覚」は問いません。

上司・同僚が「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていることや、虐待を受けた者が、自身の障害の特性から自分のされていることが虐待だと認識していないこともあります。

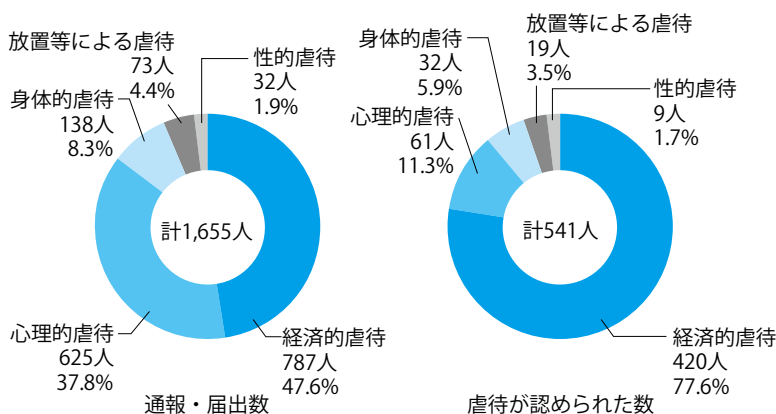
使用者による障害者虐待を受けたら届出を。発見したら通報を！

虐待の発見者は、市町村または都道府県に通報する義務があり、また、虐待を受けた障害者は届出をすることができます。



使用者による障害者虐待が行われた場合などの対応

障害者虐待防止のための措置	労働者が通報や届出をしたことを原因とする不利益取扱いの禁止
①労働者に対する研修の実施 ②障害者や家族からの苦情処理体制の整備	



障害者虐待防止法に定める事業主の責務

令和3年度虐待種別障害者数(全国)

厚生労働省「令和3年度使用者による障害者虐待の状況等」

動力プレスの金型交換の際に 操作を誤って指を切断したものの

業 種 金属製品製造業

職 種 プレス加工員

災害発生状況

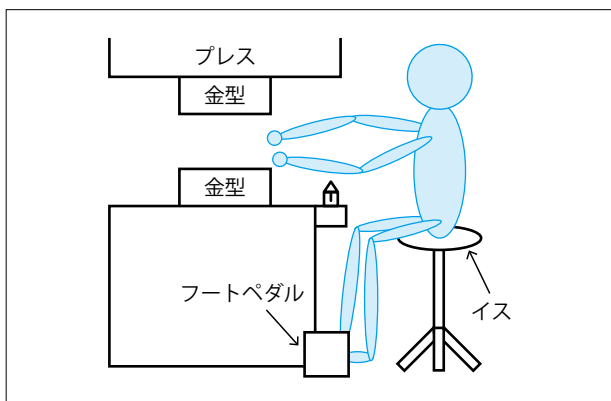
被災者が動力プレスの金型交換作業中、加工材への圧力のかけ具合を調整するために左手で加工材を支持し、上下の金型の間に左手を差し入れた状態でフートスイッチ^{※1}を踏んでしまい、指を切断したものの。

災害発生状況の詳細は以下の通り。

- 光線式安全装置は備え付けられていたものの、金型交換を行う際は機能を停止させていた。
- プレス機械作業主任者は、金型の交換作業を行う者に対して、作業方法を指示していなかった。
- 金型の交換作業を行う者に対して特別教育を行っていなかった。
- 金型交換のための作業手順が定められていなかった。

災害発生原因

- 1 動力プレスの金型交換を行うにあたり、身体の一部が挟まれる危険性があったにもかかわらず、安全ブロック^{※2}設置等の安全措置を講じていなかったこと。
- 2 金型交換のための作業手順が定められておらず、また、金型の交換作業を行う者に対してプレス機械作業主任者が作業指示をしていなかったこと。
- 3 金型の交換作業を行う者に対して、特別教育を行っていなかったこと。
- 4 作業者の安全意識が低調であったこと。



※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えているものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。

災害防止対策

- 1 動力プレスの金型交換にあたっては、スライド（上の金型を取り付ける部分）が不意に下降することによって作業者の身体の一部が挟まれることを防止するために、安全ブロックの設置等の安全措置を講じること。
また、金型交換中にスライドを作動させるときは、危険限界に体の一部が入らないことを確認の上、フートスイッチではなく両手操作式安全装置により行うこと。
- 2 金型交換のための作業手順を定め、作業者に対し周知するとともにリスクアセスメントを実施し、リスク低減を図ること。加えて、金型の取付け、取り外し及び調整の作業を行う際は、プレス機械作業主任者が直接作業を指示し、安全上の必要な措置について適宜指導すること。
- 3 動力プレス機械に関する特別教育を実施した者に金型調整を行わせること。
- 4 安全意識向上のため、関係労働者に対し定期的に安全教育を実施すること。

※1 フートスイッチは、足で踏むだけでプレス機械を作動させるペダル状のスイッチである。

※2 安全ブロックとは、プレスの金型の付け外し作業において、身体の一部を危険限界に入れた場合に、スライドが不意に下降することのないよう、上型と下型の間に挿入する十分な強度を有した支え棒をいう。

令和4年死亡災害発生状況(対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在 54人

前年同期 71人

●令和4年死亡災害発生状況(5年2月末現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	2	5	-3
建設業	25	26	-1
土木工事業	4	3	1
建築工事業	13	20	-7
木造家屋建築工事業	2	1	1
その他の建設業	8	3	5
陸上貨物運送事業 ^(注2)	4	3	1
ハイヤー・タクシー業	1	2	-1
その他の運輸交通・貨物取扱業	0	0	0
商業	4	7	-3
小売業	1	4	-3
保健衛生業	0	6	-6
社会福祉施設	0	5	-5
接客娯楽業	1	0	1
飲食店	1	0	1
清掃と畜業	5	4	1
ビルメン業	3	2	1
その他の三次産業	10	14	-4
金融業	0	0	0
警備業	5	3	2
その他(一次産業) ^(注3)	2	4	-2
全産業合計	54	71	-17

(注1)左段は令和5年2月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
 (注2)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
 (注3)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

●令和4年死傷災害発生状況(5年2月末現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	651	653	-0.3
建設業	1,317	1,159	13.6
土木工事業	265	194	36.6
建築工事業	777	745	4.3
木造家屋建築工事業	44	51	-13.7
その他の建設業	275	220	25.0
陸上貨物運送事業 ^(注3)	1,085	1,071	1.3
ハイヤー・タクシー業	578	405	42.7
その他の運輸交通・貨物取扱業	423	247	71.3
商業	2,364	2,127	11.1
小売業	1,683	1,525	10.4
保健衛生業	13,098	3,195	310.0
社会福祉施設	6,024	1,739	246.4
接客娯楽業	1,348	828	62.8
飲食店	823	632	30.2
清掃と畜業	980	880	11.4
ビルメン業	643	576	11.6
その他の三次産業	2,205	1,734	27.2
金融業	113	130	-13.1
警備業	356	340	4.7
その他(一次産業) ^(注4)	72	72	0.0
全産業合計	24,121	12,371	95.0

(注1)左段は令和5年2月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
 (注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。
 (注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
 (注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

令和 5 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在 2人

前年同期 8人

●令和 5 年 死亡災害発生状況(2 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	0	0	0
建設業	0	4	-4
土木工事業	0	0	0
建築工事業	0	3	-3
木造家屋建築工事業	0	0	0
その他の建設業	0	1	-1
陸上貨物運送事業 ^(注2)	1	0	1
ハイヤー・タクシー業	0	0	0
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	0	0
商業	1	0	1
小売業	0	0	0
保健衛生業	0	0	0
社会福祉施設	0	0	0
接客娯楽業	0	1	-1
飲食店	0	1	-1
清掃と畜業	0	0	0
ビルメン業	0	0	0
その他の三次産業	0	2	-2
金融業	0	0	0
警備業	0	1	-1
その他(一次産業) ^(注3)	0	1	-1
全産業合計	2	8	-6

(注1)左段は本年2月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
 (注2)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
 (注3)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

●令和 5 年 死傷災害発生状況(2 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	52	36	44.4
建設業	98	189	-48.1
土木工事業	23	50	-54.0
建築工事業	53	98	-45.9
木造家屋建築工事業	4	3	33.3
その他の建設業	22	41	-46.3
陸上貨物運送事業 ^(注3)	100	106	-5.7
ハイヤー・タクシー業	40	52	-23.1
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	36	31	16.1
商業	142	167	-15.0
小売業	98	122	-19.7
保健衛生業	488	338	44.4
社会福祉施設	249	245	1.6
接客娯楽業	87	74	17.6
飲食店	48	56	-14.3
清掃と畜業	68	86	-20.9
ビルメン業	47	66	-28.8
その他の三次産業	166	188	-11.7
金融業	4	7	-42.9
警備業	37	44	-15.9
その他(一次産業) ^(注4)	9	6	50.0
全産業合計	1,286	1,273	1.0

(注1)左段は本年2月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
 (注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上災害。
 (注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
 (注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

2023 年度法定講習等についての注意事項

東基連では、安全衛生研修センターのほか、各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細につきましては、各開催回の開催案内(リーフレット又はHP(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申込みは27~28ページの「申込受付」あてにお願いいたします。会場の略称につきましては、以下をご覧ください。

- 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。講習会に関する詳細は東基連ホームページ又は講習案内をご覧ください。
- 「センター」の講習会場は、東京労働基準協会連合会安全衛生研修センターの本館又は別館となります。
- 「中央支部」の講習会場は、全て中労基協ビル4階ホールです。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時にZoomによる配信も行います。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による熱中症予防教育セミナーは、東京都東職業能力開発センターで行います。
- 亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。
- 多摩地区支部(八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部)の会場無記載講習会場は、東基連たま研修センター：立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階です。
- 多摩地区支部の講習の実技については、「昭島」は昭和飛行機工業(昭島市)、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場です。
- 安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただけます。
- 高圧・特別高圧電気特別教育の実技は、各事業場で実施していただけます。
- 建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

会報「東基連」に関するご意見・ご要望等を
kaiho-iken@toukiren.co.jp までお寄せください。

編集後記

飛花落花の花吹雪。その数日後、桜の樹の下に佇むと、「桜、薬降る」光景に出会う。「さくら、しべふる」と読む春の季語。桜の花弁が散った後に、^{がく}萼が雄^{おしべ}薬雌^{めしべ}薬と共に枝を離れ落下する様を表している。人は、萼や薬が降る様子にはなかなか気が付かない。樹の周囲に萼達^{がく}が薄い紅色の絨毯を描く姿を見て、桜への思いを新たにす。

この春、4月1日に、当連合会の三多摩地域4支部が運営する「東基連たま研修センター」(立川市)がオープンした。東の「安全衛生研修センター」(江戸川区)と並び、安衛法に定める技能講習等を実施する西の拠点として、新たな学びの場となる。

作業主任者技能講習の会場で、高齢の受講者と語り合う機会を得た。「資格を持っている奴が突然辞めて、困った社長に頼まれて来たんだ。家でテキストを読んでいたら、小学生の孫娘が『爺じもテスト？ 頑張っ
てね!』と。孫娘と約束した以上、落ちる訳にはいかなかった」と笑う。「勉学は光であり」とは、古代ギリシャの哲学者ソクラテスの言葉。学問は人生を照らし切り拓く光であり、年齢は関係ない。「学は光」と。

職場には、いぶし銀に輝き、活躍を続けるシニア世代の先輩達が幾人もいる。共通しているのは、学ぶ姿勢を貫いていること。その先輩達や、孫娘に合格を約束した人生の先達に連なり、学ぶ努力を惜しまぬ日々を送りたい。

「東基連たま研修センター」近くの国営昭和記念公園では、今、「桜、薬降る」光景が広がっている。紅色の絨毯が春の陽光に輝き、学ぶ受講者を応援しているかのようだ。(小太郎)

講習会名	申込受付	科目	4月		5月	6月		7月				
特別教育	自由研削砥石	センター	学科・実技	1日	18(火)		16(火)		19(月)		20(木)	
		立川支部	学科・実技	1日								
	動力プレス機械金型調整等	多摩各支部	学科	1日								
	アーク溶接	センター	学科	2日	5(水)~6(木)	25(火)~26(水)			12(月)~13(火)	28(水)~29(木)	26(水)~27(木)	
			実技	1日	7(金)	27(木)			14(水)	30(金)	28(金)	
		立川支部	学科	2日								
			実技	1日								
	高圧・特別高圧	センター	学科	2日	24(月)~25(火)		18(木)~19(金)		22(木)~23(金)		13(木)~14(金)	
	低圧電気	センター	学科	1日	10(月)		8(月)		5(月)		3(月)	
			実技	1日	11(火)/12(水)/13(木)		9(火)/10(水)/11(木)		6(火)/7(水)/8(木)		4(火)/5(水)/6(木)	
	高所作業車(10m未満)	センター	学科・実技	1日	17(月)				20(火)			
	クレーン	立川支部	学科	1日					3(土)			
			実技	1日					11(日)昭島			
	第2種酸素欠乏	中央支部	学科	1日							6日(木)	
	粉じん	センター	学科	1日			15(月)		29(木)			
ダイオキシン	センター	学科	1日			31(水)						
フルハーネス	多摩各支部	学科・実技	1日			17(水)						
講習会名	申込受付	科目	4月		5月	6月		7月				
受験準備	衛生管理者(第1種)	センター	学科	4日	18(火)~21(金)		29(月)~6/1(木)		26(月)~29(木)		24(月)~27(木)	
		中央支部	学科	3日							19(水)~21(金)	
	衛生管理者(第2種)	センター	学科	3日	18(火)~20(木)		29(月)~31(水)		26(月)~28(水)		24(月)~26(水)	
		中央支部	学科	2日							19(水)~20(木)	
	衛生(特例)	センター	学科	2日	20(木)~21(金)		31(水)~6/1(木)		28(水)~29(木)		26(水)~27(木)	
		中央支部	学科	1日							21(金)	
	衛生管理者	立川支部	学科	2日								
X線	センター	学科	2日					14(水)~15(木)				
講習会名	申込受付	科目	4月		5月	6月		7月				
その他	総括安全衛生管理者	中央支部	学科	1日								
	安全管理者選任時研修	センター	学科	2日	20(木)~21(金)		23(火)~24(水)		7(水)~8(木)		18(火)~19(水)	
		中央支部	学科	2日			29(月)~30(火)				13(木)~14(金)	
		多摩各支部	学科	1日	7(金)							
	衛生管理者能力向上	センター	学科	2日								
	安全衛生推進者	センター	学科	2日	11(火)~12(水)		25(木)~26(金)		20(火)~21(水)		12(水)~13(木)	
		中央支部	学科	2日			18(木)~19(金)				4(火)~5(水)	
		多摩各支部	学科	2日			25(木)~26(金)					
	衛生推進者	センター	学科	1日	21(金)		15(月)		16(金)		7(金)	
		中央支部	学科	1日			9(火)		6日(火)			
		多摩各支部	学科	1日			12(金)				28(金)	
	雇入れ時安全衛生教育	中央支部	学科	半日	10(月)/12(水)/14(金)							
					18(火)/19(水)							
		上野・王子・足立荒川	学科	半日	17(月)/20(木)							
		亀戸・江戸川	学科	1日	10(月)船堀/19(水)亀戸							
	多摩各支部	学科	半日	6(木)/11(火)/14(金)								
職長教育	センター	学科	2日	18(火)~19(水)		15(月)~16(火)		5(月)~6(火)		10(月)~11(火)	27(木)~28(金)	
職長・安全衛生責任者	多摩各支部	学科	2日					22(木)~23(金)				
リスクアセス	中央支部	学科	1日									
携帯用丸のこ盤	センター	学科・実技	1日			23(火)				14(金)		
KYT	センター	学科	1日	14(金)		26(金)		16(金)		4(火)		
	上野・王子・足立荒川	学科	1日					28(水)				
	亀戸・江戸川	学科	半日									
熱中症予防管理者研修	中央支部	学科	半日					2(金)/23(金)		3(月)		
熱中症予防教育セミナー	上野・王子・足立荒川	学科	半日	26(水)		23(火)						

講習会名	申込受付	科目	4月		5月	6月		7月	
石綿建材調査者(一般)	センター	学科	2日		11(木)～12(金)			20(木)～21(金)	
		試験	1日		22(月)			31(月)	
石綿建材調査者(一戸建て等)	センター	学科	1日					24(月)	
		試験	1日					31(月)	
床上操作式クレーン	センター	学科	2日		6(木)～7(金)	12(月)～13(火)			
		実技	1日		10(月)／11(火)／12(水)	14(水)／15(木)／16(金)			
小型移動式クレーン	センター	学科	2日		11(木)～12(金)			3(月)～4(火)	
		実技	1日		15(月)／16(火)／17(水)			5(水)／6(木)／7(金)	
ガス溶接	センター	学科	1日	3(月)	20(木)	29(月)	26(月)	24(月)	
		実技	1日	4(火)	21(金)	30(火)	27(火)	25(火)	
	立川支部	学科	1日					23(日)昭島	
		実技	1日					30(日)昭島	
フォークリフト(11時間)	センター	学科	1日		8(月)	26(月)			
		実技	1日		12(金)	30(金)			
	立川支部	学科	1日		15(土)	10(土)		22(土)	
フォークリフト(15時間)	立川支部	実技	1日		22(土)昭島	17(土)昭島		29(土)	
		学科	2日			9(金)～10(土)			
フォークリフト(31時間)	センター	学科	1日		4(火)	8(月)	1(木)	26(月)	25(火)
		実技	平日		5(水)～7(金)	9(火)～11(木)	2(金)5(月)6(火)	27(火)～29(木)	26(水)～28(金)
		3日	土日		8(土)9(日)15(土)		3(土)4(日)10(土)		
	多摩各支部	学科	1日			11(木)			
		実技	3日		昭島 青梅	14(日)21(日)28(日)日野羽村			
	立川支部	学科	1日		15(土)	11(木)	10(土)		22(土)
実技	3日		16(日)22(土)23(日)昭島	13(土)14(日)21(日)昭島	11(日)17(土)18(日)昭島		23(日)29(土)30(日)		
フォークリフト(35時間)	立川支部	学科	2日			9(金)～10(土)			
実技	3日					11(日)17(土)18(日)昭島			
高所作業車(10m以上)	センター	学科	1日		17(水)			10(月)	
実技	1日				18(木)／19(金)／22(月)			11(火)／12(水)／13(木)	
玉掛け	センター	学科	2日		20(木)～21(金)	23(火)～24(水)	19(月)～20(火)	13(木)～14(金)	
		実技	1日		24(月)／25(火)／26(水)	25(木)／26(金)／29(月)	21(水)／22(木)／23(金)	18(火)／19(水)／20(木)	
	立川支部	学科	2日			13(土)～14(日)			15(土)～16(日)
		実技	1日			21(日)昭島			23(日)昭島
玉掛け技能+クレーン特別教育学科	八王子支部	学科	2日			5(月)～6(火)			
実技	1日					11(日)／18(日)(日野日野)			
青梅支部	学科	2日				7(水)～8(木)			
実技	1日					11(日)／18(日)(日野羽村)			
クレーン(希望者)	多摩各支部	実技	1日			25(日)日野日野			
木工機械	センター	学科	2日						
プレス機械	センター	学科	2日						
乾燥設備	センター	学科	2日			10(水)～11(木)		10(月)～11(火)	
はい作業	センター	学科	2日		24(月)～25(火)	14(水)～15(木)			
特化・四アルキル鉛	センター	学科	2日		3(月)～4(火)	15(月)～16(火)	12(月)～13(火)	10(月)～11(火)	
		実技	1日		26(水)～27(木)	23(火)～24(水)	21(水)～22(木)	20(木)～21(金)	
	中央支部	学科	2日			11(木)～12(金)			26(水)～27(木)
多摩各支部	学科	2日						13(木)～14(金)	
鉛	センター	学科	2日		3(月)～4(火)			18(火)～19(水)	
酸素欠乏・硫化水素	センター	学科	2日		11(火)～12(水)	16(火)～17(水)	6(火)～7(水)	4(火)～5(水)	
		実技	1日		13(木)～14(金)	18(木)～19(金)	8(木)～9(金)	6(木)～7(金)	
	中央支部	学科	2日				28(水)～29(木)		
	実技	1日				30(金)			
多摩各支部	学科	2日							
実技	1日								
有機溶剤	センター	学科	2日		5(水)～6(木)	8(月)～9(火)	1(木)～2(金)	12(水)～13(木)	
		実技	1日		17(月)～18(火)	25(木)～26(金)	19(月)～20(火)	25(火)～26(水)	
	多摩各支部	学科	2日				28(水)～29(木)		
実技	1日				14(水)～15(木)				
石綿	センター	学科	2日		5(水)～6(木)	9(火)～10(水)	5(月)～6(火)	18(火)～19(水)	
		実技	1日		10(月)～11(火)	29(月)～30(火)	12(月)～13(火)	27(木)～28(金)	
		実技	1日		24(月)～25(火)		26(月)～27(火)		
	中央支部	学科	2日		27(木)～28(金)	24(水)～25(木)	8(木)～9(金)	19(月)～20(火)	
多摩各支部	学科	2日		19(水)～20(木)		28(水)～29(木)			

技能講習